

平成21年度第1回生駒市都市計画審議会 会議録

1 会議の年月日、開閉時刻及び場所

- (1) 会議の年月日 平成21年6月29日(月)
- (2) 開閉時刻 午前10時00分から午前11時10分
- (3) 場 所 生駒市役所 4階 401・402会議室

2 委員の出欠

(1) 出席者

(市長)

(委員) 増田会長・中谷副会長・下村委員・白本委員・久保(昌)委員・田中委員・戸川委員・中井委員・久委員・安若委員・立見委員・藤堂委員・出垣委員

(事務局) 佐和都市整備部長・森本都市整備部次長・林都市計画課課長補佐・谷都市計画課計画係長・高谷都市計画課主査

(説明者) 奥谷産業振興課長、紀産業振興課長補佐

(2) 欠席者

池本委員・久保(博)委員

3 会議の成立

○上記2-(1)により、委員の過半数が出席され、本審議会は有効に成立している。

(生駒市都市計画審議会条例第6条第2項)

4 会議の公開・非公開の別 公開

5 傍聴者数 1名

6 配布資料

- (1) 会議次第
- (2) 委員名簿
- (3) 資料1 第2号案件「大和都市計画生駒市高山学研地区地区計画の変更」にかかる説明用資料
- (4) 資料2 第3号案件「大和都市計画生駒市(仮称)東白庭地区地区計画の変更」にかかる説明用資料
- (5) 資料3 第4号案件「大和都市計画区域区分及び用途地域の変更について《上町特定保留区域》」にかかる説明用資料

- (6) 資料4 その他(1) 「大和都市計画用途地域等の変更について《登美ヶ丘地区》」にかかる事前説明用資料

7 次第

- (1) 開会
(2) 新任委員紹介
(3) 市長挨拶
(4) 諮問書の授受
(5) 審議案件
- ① 第1号案件 副会長の選出について
 - ② 第2号案件 大和都市計画生駒市高山学研地区地区計画の変更について《学研高山第1工区》
 - ③ 第3号案件 大和都市計画生駒市（仮称）東白庭地区地区計画の変更について
 - ④ 第4号案件 大和都市計画区域区分及び用途地域の変更について《上町特定保留区域》
- (6) その他
- ① 大和都市計画用途地域等の変更について《登美ヶ丘地区》
 - ② その他

8 審議結果等

(1) 第1号案件 副会長の選出について

生駒市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、会長が中谷委員を副会長に指名する。

(2) 第2号案件 大和都市計画生駒市高山学研地区地区計画の変更について《学研高山第1工区》

- ・ 事務局から概要説明
- ・ 質疑等
 - 今回提出された意見書に対する回答の予定は。
⇒ 意見書であることから、提出者に対して個別に回答する予定はありません。
 - 今回意見書を提出されている北大和自治会連絡協議会は、生駒市学研都市高山地区環境保全対策委員会の委員として入っているのか。
⇒ これまでから、地元自治会の代表として、北大和自治会の会長については、委員として入っていただいている。
- ・ 審議結果
原案どおり可決

(3) 第3号案件 大和都市計画生駒市（仮称）東白庭地区地区計画の変更について

- ・事務局から概要説明
質疑なし、原案どおり可決

(4) 第4号案件 大和都市計画区域区分及び用途地域の変更について《上町特定保留区域》

- ・事務局から概要説明
質疑なし、原案どおり可決

(5) その他(1) 大和都市計画用途地域等の変更について《登美ヶ丘地区》（事前説明）

- ・事務局から概要説明
 - 大きな面整備事業であるが、併せて行なわれるような都市計画事業はあるのか、また、対象地区の地権者数は
 - ⇒ 地区内の都市計画道路については、今年度中に事業認可を受け事業化される予定。また地権者数については事業主体である近畿日本鉄道を含めて生駒市域については2名。
 - 区画整理事業としては単独施行か
 - ⇒ 近畿日本鉄道の単独施行の予定。
 - 駅前ということで、近隣商業地域に指定していくというのは、特に問題はないが、具体的な土地利用のイメージについて、どの様に考えられているのか。
 - ⇒ 鉄道北側については、既存の商業施設を補完するための商業施設、南側については同じく複合施設等の立地と、集合住宅の整備が予定されている。また奈良市側については、戸建住宅が予定されている。
 - 登美ヶ丘駅周辺については、現在でも非常に道路交通が混雑しているが、それに対して、苦情等はないのか。
 - ⇒ 特に聞いていない。
 - 地区計画で予定されている公共公益施設地区については、どの様なものが予定されているのか。
 - ⇒ 緑道及び公園等が予定されている。
 - 上下水などの管理はどの様になるのか。
 - ⇒ それぞれの市域で、処理する予定となっている。
 - 今回のように市域がまたがる場合、両市の審議会の答えが異なった場合はどうなるのか
 - ⇒ 用途地域については奈良県決定であり、全体で一つの案件となる。

市決定であるその他のものについても、両市で同様の案となるよう調整している。

○ 今後の予定は

⇒ 奈良県で公聴会等が行なわれ、秋ごろには正式に諮問される予定。